

組合員証・被扶養者証について

組合員証・被扶養者証の保管は大切に

組合員証及び被扶養者証がカード化され、携帯するのに便利になった反面、紛失や盗難のケースが増えて
います。組合員ご本人はもとより、被扶養者の方にも適切な管理をしていただきますようお願いします。

◆組合員証・被扶養者証の再交付は？

組合員証等の再交付は、「再交付申請書」(「福利厚生ハンドブック」^⑤ ②16 ページ) により手続きを行っ
てください。

なお、盗難にあった場合は、必ず警察署へ届出をしてから、再交付手続きを行ってください。

氏名・住所変更の届出は忘れずに

◆氏名が変更になったとき

「記載事項等変更申告書」を提出してください。

(「福利厚生ハンドブック」^⑤ ②14 ページ) に戸籍謄本の写し及び組合員証等を添付ください。

公立学校共済組合 組 合 員 証	本人 平成22年 9月 1日 交付 00 記号 公立青森 番号 1000000
氏 名	キョウサイ ハナコ 共 済 花 子
生 年 月 日	昭和48年×月×日 性 別 女
資格取得年月日	平成22年9月1日
発行機関所在地	青森市新町2-3-1 青森県教育庁内
保険者番号・名称	34020016 公立学校共済組合青森支部
保険者電話番号	017-734-9913

注 意 事 項	
1.	この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保管してください。
2.	保険診療を受けようとするときは、この証を必ず保険医療機関等の窓口で渡してください。
3.	組合員の資格がなくなったとき、その被扶養者がなくなったとき又は氏名が変更になったときは、遅滞なくこの証を組合に返してください。
4.	不正にこの証を使用した者は、詐欺罪による刑事処分の対象となります。
住 所	
青森市三内丸山字どんぐり1	
青森市新町 99 共済アパート 5号	
備 考	

◆住所が変更になったとき

共済組合に登録済みの住所変更が必要となるため、届出をお願いしております。前掲「記載事項等変更申
告書」により手続きを行ってください。この場合、組合員証等の添付は不要です。(住民票を移さない転居は
手続きの必要はありません。)

なお、組合員証等の裏面住所欄には新しい住所を自書していただくことになっております。

また、変更する被扶養者が 20 歳以上 60 歳未満の配偶者の場合は、「国民年金被保険者住所変更届」(「福利
厚生ハンドブック」^⑤ ②15 ページ) も併せて提出していただきますようお願いします。

※転居先住所の申告がない場合、組合員本人への通知(ねんきん定期便等)が届かないことがありますので
ご注意ください。